

# 富山市事業承継支援事業補助金のご案内

## 富山市事業承継支援事業補助金とは

事業承継に伴う資金需要に対し補助を行うことで、地域経済を支える中小企業が廃業することなく事業を引き継ぐことができるよう支援するものです。

## 1 交付対象者

次の条件を全て満たす者が対象となります。

- (1) 市融資制度のうち、「運転資金」「設備投資支援資金」「創業者支援資金」「第2創業支援資金」を利用して事業を承継する者
- (2) 主たる事業所が富山市内にある企業の承継者であること
- (3) 事業承継に要する資金調達のために、市融資制度を利用していること
- (4) 市税に未納がないこと

※ただし、以下に該当する場合は対象となりません。

- (1) 任期による代表者の交代、又はそれに類する代表者の交代によるもの
- (2) 親族間（配偶者、1親等の親族又は2親等以内の血族）による代表者の交代によるもの
- (3) 該当する市融資制度の返済計画に6箇月を超える据置期間の設定があるもの
- (4) 資金使途に事業承継に要する経費以外の経費が含まれるもの
- (5) 代位弁済、返済期限の延長及び返済の一時停止など、当初返済計画に変更が生じているもの（ただし、繰上償還を除く）
- (6) その他市長が補助金の目的に合致しないと認めるもの

## 2 補助金額

市融資制度の融資利率から利子助成率を差し引いた利率分（1,000円未満の端数切捨て）

（例） 創業者支援資金の場合

融資利率 1.80%

市助成率 1.50%

実質利率 0.30% (本人負担分)

事業承継補助金対象額 (実質無利子で融資を受けられます)

## 3 申請方法

次の申請書類を提出してください。

- ・富山市事業承継支援事業補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号）
- ・市融資制度のあっせん決定通知書の写し
- ・宣誓書
- ・事業承継を行う事業者の定款又は規約、事業の概要
- ・事業承継が確実に行われることを記した書類（売買契約書又は事業承継の契約書）
- ・実行金融機関発行の、支払い計画がわかる書類
- ・その他市長が必要と認める書類

※補助を受ける間は毎年申請が必要です。

※申請書は富山市のホームページからダウンロードできます。

#### 4 申請期限

市融資制度のあっせん決定通知書の決定日から6箇月以内

※翌年度以降は、4月中に申請書類一式を提出してください。

#### 5 実績報告

補助期間終了後、または毎年3月末日までに、次の書類を提出してください。

- ・富山市事業承継支援事業補助金実績報告書（様式第3号）
- ・納税証明書
- ・決算書及び申告書
- ・融資残高の額がわかるもの（金融機関の残高証明等）
- ・その他市長が必要と認める書類

※実績報告書を受理した後、補助金額を確定して補助金を支給します。

#### 6 注意事項

次に該当する場合は、補助金の交付決定を変更、取消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還が必要になる場合があります。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 正当な理由なく事業を著しく縮小し、休止し、又は廃止したとき
- (3) 該当する市融資制度を繰上償還、代位弁済、又は条件変更するなど当初の返済計画に変更が生じたとき
- (4) 補助金を交付することが社会通念上著しく不相当であると市長が認めるとき

##### 【申請・お問合せ先】

〒930-8510

富山市新桜町7番38号

富山市 商工労働部 商業労政課 商業振興係

TEL 076-443-2070

FAX 076-443-2183